

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

日本冶金工業株式会社

代表取締役
社 長 杉 森 一 太

第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成22年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第128期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第128期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nyk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔自 平成21年4月1日〕
〔至 平成22年3月31日〕

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、景気刺激対策や新興国向け輸出の増加などの効果により、上半期においては一昨年以来の最悪期を脱し、回復の兆しを見せる所となりましたが、下半期以降、厳しい雇用情勢が継続する中、急激な円高の進行やデフレスパイラル懸念の高まりなど再度経済の先行きに対する不透明感が強まる展開となりました。

ステンレス特殊鋼業界におきましても、上半期においては中国向けを中心とする輸出増や自動車、家電産業向け需要の回復等からリーマンショック後の最悪期から脱することができました。しかしながら、下半期に入りますと円高の進行や住宅および建築関連産業の長引く不振などによる一般材国内需給の軟化を受け再び減産を余儀なくされる状況となりました。

当社グループでは平成20年度を初年度とする『中期経営計画2010（“Global Top Company”への挑戦）』（平成23年3月まで）を策定しておりますが、一昨年来の厳しい経済情勢や需給環境の激変に対応して設備投資計画の大幅な圧縮や減産体制の構築などの運用の見直しをいち早く実施する一方で、高機能材新規鋼種の開発や更なるコストダウン、また短納期化に向けた諸方策を実施するとともに、海外拠点の新設（ロンドン）・増強や高機能材拡販推進本部の設置など、戦略商品である高機能材の強化に向けた諸施策を着実に実施してまいりました。

当社グループの事業であります「ステンレス鋼板およびその加工品事業」の概況は以下のとおりであります。

当事業については、景気動向の影響を色濃く受け、年度前半は順調な回復傾向を示したものの、後半は経済の不透明感の広がりを受け再度減少を余儀なくされる極めて不安定な動きとなり、販売数量は前連結会計年度と比較して4%の減少となりました。一方、当連結会計年度初に底を打ったニッケル等の原料価格は期を通じて上昇してまいりましたが、販売価格の改定はこれら原料価格の上昇に対して年度を通じて遅れる結果となり、当連結会計年度の売上高は、973億43百万円（前年度比40.5%減）となりました。この

うち、国内売上高は748億43百万円（前年度比38.6%減）、輸出売上高は225億00百万円（前年度比46.1%減）となりました。

また、当社グループが最も重要な戦略商品として位置づけている高機能材につきましては、上半期こそ販売数量が大きく落ち込んだものの、先に述べました諸施策の効果もあり、高耐食鋼、高耐熱鋼を中心に、期の後半にかけて堅調な回復を見せ、低調な景気動向の影響を最小限に抑えることができましたが、やはり販売価格の改定が原料価格の上昇に対して回復しなかったことが大きく影響したため、当社の売上高は大幅に減少し、205億6百万円（前年度比53.8%減）となりました。

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度末に実施したたな卸資産の評価損失計上による当期原材料コストの負担減から前期比大幅な増益とはなっておりますが、減産体制のもとでの固定費負担増加や原料コスト上昇に対応する販売価格改定の遅れなどにより、誠に遺憾ながら黒字転換には至らず、66億35百万円の損失（前年度比97億90百万円改善）となりました。また当連結会計年度の最終損益につきましては、上記の経営状況を踏まえた繰延税金資産の回収可能性の見直しや、連結子会社ナストア株式会社における抜本的事業構造改革実施に伴う特別損失計上（約25億円）を行ったことなどから、125億85百万円の損失となりました。

以上の厳しい経営状況を鑑み、剰余金の配当に関しましては、見送らせて頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

② 設備投資の状況

当社グループの設備投資につきましては、昨年に中期経営計画を抜本的に見直し、最も重要な戦略商品として位置づけている高機能材の販売拡大のための投資と、環境関連投資に絞り込んでおり、当連結会計年度におきましては、設備投資の実施時期を精査し、併せて設備の延命対策などによって投資の効率化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の実績は、21億91百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備資金は自己資金および借入金により充当いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後につきましては、わが国経済の本格的な回復が遅れていることに加え、欧州経済の混乱が世界経済に及ぼす影響も懸念されるなど当社グループを取り巻く経営環境には依然厳しいものがあるといわざるを得ません。

しかしながら、中国やインドなどの新興国経済や資源国経済には引続き底堅い成長が期待できることから、ステンレス特殊鋼需要は輸出市場を中心に堅調な拡大が期待できるものと考えております。また、今期は遅れておりましたニッケルをはじめとする原料価格の上昇に対応した販売価格の改定も着実に進めてまいり所存です。

当社グループにとって、こうした成長市場への積極的な取り組みが一層重要になるとともに、特にこれら成長市場においては当社の戦略商品である高機能材分野の需要増加が期待できることから、海外販売網の拡充を通じてこうした需要を確実に捕捉していくことが重要になってまいります。中期経営計画で目指す“Global Top Company”として競合メーカーに負けない品質、納期、コストを実現することにより、いかなる環境においても受注可能な体制を作ってまいります。

当社は平成22年4月1日をもちまして、製造子会社である株式会社YAKIN川崎と株式会社YAKIN大江山、および情報システム子会社であるナスビジネスサービス株式会社を吸収合併いたしました。これは、経済・経営環境の変化に対応し、原料から製品までを一貫生産する当社グループの特色を最大限に発揮する体制の再整備と法律や会計制度の変更に対応しつつ経営の更なる効率化と適切なガバナンスを実現することを主要な目的としたものであります。製品市場や原料市場の変化が急速かつ大胆になる中、よりスピーディな意思決定体制を確立し、製販一体での販売拡充策やコストダウン施策の実施が可能になるものと考えております。

なお収益の低迷が続いておりました連結子会社のナストア株式会社につきまして、抜本的な収益構造の改善を図るため「経営再生計画」を策定し、既に本年2月から計画を実行に移しております。同社が手掛けるステンレス溶接鋼管事業は、当社グループにおいて中核事業であり、今後同事業をタイにおいて展開する連結子会社NAS TOA (THAILAND) CO., LTD. との連携を図りながら、事業強化と収益の安定化を確保してゆく考えであります。こうした施策によりグループ全体において収益の改善を図ってまいり所存でありますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況

① 直前3連結会計年度

区 分	第125期 平成18年度	第126期 平成19年度	第127期 平成20年度	第128期 (当連結会計年度) 平成21年度
売上高 (百万円)	194,940	248,721	163,680	97,343
経常利益(△損失) (百万円)	23,913	29,343	△16,425	△6,635
当期純利益(△損失) (百万円)	15,284	17,519	△11,322	△12,585
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	139.40	141.51	△91.49	△101.72
総資産 (百万円)	196,005	192,226	148,853	142,934
純資産 (百万円)	55,136	69,196	55,861	44,005

② 直前3事業年度

区 分	第125期 平成18年度	第126期 平成19年度	第127期 平成20年度	第128期 (当事業年度) 平成21年度
売上高 (百万円)	155,242	199,511	129,763	73,003
経常利益(△損失) (百万円)	19,352	24,817	△4,347	△9,429
当期純利益(△損失) (百万円)	11,335	14,774	△3,559	△12,888
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	103.38	119.34	△28.76	△104.17
総資産 (百万円)	159,220	159,589	130,653	125,705
純資産 (百万円)	49,039	60,666	55,330	43,125

<ご参考>当社の売上高内訳表

区 分		第127期 平成20年度 (A)	第128期 平成21年度 (B)	前期比 (B) / (A)	
高 機 能 材	販売量	千トン	33.4	27.7	82.9%
	売上高	百万円	44,422	20,506	46.2%
ス テ ン レ ス 鋼 板	販売量	千トン	189.2	186.0	98.3%
	売上高	百万円	84,125	51,731	61.5%
そ の 他	売上高	百万円	1,217	766	62.9%
合 計	売上高	百万円	129,763	73,003	56.3%
う ち 輸 出	売上高	百万円	36,427	19,219	52.8%

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 Y A K I N 川 崎	百万円 1,600	% 100.00	ステンレス鋼、特殊鋼、ニッケル等の非鉄金属およびその合金の製造加工ならびに販売
株式会社 Y A K I N 大 江 山	300	100.00	鉄およびフェロニッケルの製錬ならびに販売
ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	1,200	100.00	ステンレス鋼管および加工品、電気溶接機の製造販売
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	682	86.80	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナ ス 物 産 株 式 会 社	560	98.21	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ク リ ー ン メ タ ル 株 式 会 社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナ ス ク リ エ ー ト 株 式 会 社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売、梱包作業および損害保険代理業
ナ ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	102	86.62	ステンレス鋼精整加工および設備設置工事
カ ヤ 興 産 株 式 会 社	20	99.96	運送業、建設業、細骨材販売
宮 津 港 運 株 式 会 社	32	100.00	港湾運送業、通関業
ナ ス ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	10	100.00	コンピューター情報システムの開発と運用および手形買取・債権買取業務
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千パーズ 220,000	86.67	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 1 出資比率には間接所有の株式が含まれております。

2 当社は平成22年4月1日をもって、株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社を吸収合併いたしました。

(5) 主要な事業内容

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板（薄板、中厚板、帯鋼）、鍛鋼品
ならびに加工品の製造・販売
フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等

① 当 社

本 社	本社（東京都中央区）、川崎事務所
支 店	大阪支店、九州支店（福岡市）、名古屋支店、広島支店、新潟支店
海 外 事 務 所	香港駐在員事務所、上海駐在員事務所、バンコク駐在員事務所、 ロンドン駐在員事務所

② 子 会 社

株式会社 Y A K I N 川 崎	本社・工場（神奈川県）
株式会社 Y A K I N 大 江 山	本社・工場（京都府）
ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社（東京都）
	支店 大阪支店、名古屋支店
	工場 茅ヶ崎製造所（神奈川県）、近江工場（滋賀県）
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社（大阪府）
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社（東京都）
	支店 東京支店、北関東支店（埼玉県）、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター（大阪府、愛知県）
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場（タイ）

(注) 当社が平成22年4月1日をもって、株式会社Y A K I N川崎、株式会社Y A K I N大江山を吸収合併したことにより、当該会社はそれぞれ当社川崎製造所、大江山製造所になっております。

(7) 従業員 の 状 況

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	2,193名	205名	41歳1月	16年7月
前年度末比増減	減70名	増34名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	17,328百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,486
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,830
株式会社日本政策投資銀行	5,000
中央三井信託銀行株式会社	4,486

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成22年4月1日を効力発生日として、100%子会社である株式会社YAKI N川崎、株式会社YAKI N大江山、ナスビジネスサービス株式会社の3社を吸収合併いたしました。当該吸収合併は、当社においては会社法第796条第3項の規定（簡易合併）に基づき、各消滅会社においては会社法第784条第1項の規定（略式合併）に基づき、株主総会を開催せず、また、全ての会社が平成22年2月8日開催の取締役会において合併契約を承認しております。また、合併による新株式の発行および資本金の増加はなく、合併交付金の支払もおこなっておりません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 558,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 123,973,338株 (うち 自己株式数269,330株)

(3) 当事業年度末の株主数

27,186名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	13,459千株	10.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,756千株	4.65%
株式会社みずほコーポレート銀行	3,116千株	2.52%
ジュニパー	3,017千株	2.44%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	2,462千株	1.99%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,118千株	1.71%
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,775千株	1.43%
株式会社損害保険ジャパン	1,519千株	1.23%
前田建設工業株式会社	1,505千株	1.22%
新日本製鐵株式会社	1,271千株	1.03%

(注) 持株比率は自己株式 (269,330株) を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
佐 治 雍 一	取締役会長		
杉 森 一 太	代表取締役社長		
木 村 始	代表取締役 専務取締役	経営企画部、経理部、 情報システム室担当	ナスビジネスサービス株式 会社 代表取締役社長
野 中 章 男	常務取締役	営業本部長 高機能材拡販推進本部長	
諸 岡 道 雄	常務取締役	技術部、事業化推進室担 当	株式会社YAKIN川崎 代表取締役社長
長 田 邦 明	常務取締役	高機能材拡販推進本部副 本部長 開発企画部長 技術研究部担当	
岡 田 誠	取締役	大阪支店長	
坂 一 行	取締役	営業第一部長	
笹 山 眞 一	取締役	資材部担当	
大 梶 直	取締役	ナストーア株式会社担当	
久 保 田 尚 志	取締役	経理部長 総務部担当	
中 谷 一 憲	取締役	営業第二部長	
飯 盛 孝 夫	常勤監査役		
内 海 久 雄	常勤監査役		
榊 原 秀 行	監査役		
田 中 速 夫	監査役		

- (注) 1 平成21年6月25日開催の第127期定時株主総会において、飯盛孝夫氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
- 2 当事業年度中に退任した役員は次の各氏であります。(役名は退任時)
取締役 金澤静穂 (退任日：平成21年6月25日、退任事由：任期満了)
監査役 榊田長一 (退任日：平成21年6月25日、退任事由：任期満了)
- 3 監査役榊原秀行、監査役田中速夫の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、監査役田中速夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 社外監査役榊原秀行氏は、株式会社YAKIN川崎ならびに株式会社YAKIN大江山の監査役を兼務しております。

- 5 取締役木村 始氏は、当社が平成22年4月1日をもってナスビジネスサービス株式会社を吸収合併したことに伴い、当該会社の代表取締役社長を退任いたしました。
- 6 取締役諸岡道雄氏は、当社が平成22年4月1日をもって株式会社YAKIN川崎を吸収合併したことに伴い、当該会社の代表取締役社長を退任し、当社川崎製造所長に就任いたしました。
- 7 社外監査役榊原秀行氏は、当社が平成22年4月1日をもって株式会社YAKIN川崎ならびに株式会社YAKIN大江山を吸収合併したことに伴い、当該会社の監査役を退任いたしました。
- 8 平成21年10月29日開催の監査役会において以下の内容が決議されております。

平成21年11月1日付

常勤監査役 内海久雄（前非常勤監査役）

非常勤監査役 榊原秀行（前常勤監査役）

- 9 各社外監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

監査役 榊原秀行	取締役会13回開催中12回出席 監査役会17回開催中16回出席 る協議などを行っております。	必要な意見、発言を適宜行っております。 監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。
監査役 田中速夫	取締役会13回開催中13回出席 監査役会17回開催中17回出席 る協議などを行っております。	必要な意見、発言を適宜行っております。 監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

- 両氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。
- 取締役会は、上記のほか、書面報告を2回行っております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額 百万円	摘 要
取 締 役	13	171	
監 査 役	5	24	
計	18	195	
(うち 社外役員)	(2)	(12)	

(注) 1 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。

- 2 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額42百万円を支給しております。

② 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は5百万円であります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬
年額 35百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
年額 56百万円

(注) 当社の子会社であるナス鋼帯株式会社、ならびにNAS TOA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

(1) 決議事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 決議内容

- ・上記①及び②については、

当社は、すべての役員および社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、取締役会規程等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存および管理を行う体制を確立する。

- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクのうち重要なものについて個別に規程を制定し、必要に応じてそれらの規程の円滑な運用を目的とした常設委員会を設置して、それらのリスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため業務分掌規程、経営会議規程、業務執

行規程により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、代表取締役社長の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価および改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- 上記⑥については、

当社は、当該企業グループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、また内部統制室によるグループ全体の業務監査等により、企業集団全体の業務の適正を確保するための体制を構築する。

- 上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。

また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、重要な欠陥が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

- 上記⑧及び⑨については、

監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、監査役の意見を聞くこととする。

- 上記⑩及び⑪については、

監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、取締役および使用人はこれに協力する。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の経営理念および企業ビジョン、ならびに下記②の当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、下記③の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記(1)記載のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

① 経営理念および企業ビジョン

当社は、

- I. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること、
- II. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること、および
- III. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること

を経営理念に掲げ、また、

『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

② 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、(ア)ステンレス鋼や高ニッケル合金等の専門メーカーとして長年蓄積してきた多品種小ロット生産に適した高度な製造技術・生産設備、およびそれらの基盤となる従業員各々の技術・ノウハウ等、(イ)フェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までの一貫生産を行う当社独自のビジネスモデル、ならびに、(ウ)製品の販売先や原料調達先等、国内外の取引先等と長期にわたり築いてきた強固な信頼関係、株主の皆様や金融機関、地域社会、従業員等のその他の利害関係者との強固な信頼関係等にあるものと考えております。したがって、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

③ 中期経営計画に基づく取組み等

当社は、上記①の経営理念および企業ビジョン、ならびに上記②の当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、平成20年4月に、平成22年度（2010年度）を最終年度とする『中期経営計画2010（“Global Top Company”への挑戦）』（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画の基本方針として、高機能材路線をさらに推進するために「“Global Top Company”への挑戦～世界トップクラスの高機能材メーカーを目指す」というコンセプトを掲げ、高機能材のコスト競争力・品質・納期等において有利性を発揮して、高機能材フラット製品（高ニッケル合金）でのトップシェア獲得を目指しております（高機能材売上高比率50%以上（単体ベース）を目標とします。）。また、当社は、本中期経営計画を、高機能材路線の推進を柱とする「安定収益基盤の強化」（ROA（純資産事業利益率）10%以上（連結ベース）を目標とします。）と、「財務体質の更なる改善」（自己資本比率40%以上（連結ベース）を目標とします。）をより一層推

進する計画と位置付け、それらを通じて企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた具体的施策として、以下の取組みを推進しております。

(ア) 高機能材の販売力強化

- ・販売面の施策として、エネルギー・環境分野を中心に拡販分野毎のマーケティング力の強化、海外顧客・流通へのアプローチ強化等
- ・生産面の施策として、新設精錬設備の効果を最大限生かしたリードタイムの短縮、競争力強化を目的としたコストダウンの徹底等

(イ) 設備投資

- ・高機能材の競争力強化等を目的とした投資を中心に、環境開発投資・システム関連投資・基盤整備投資等、本中期経営計画のコンセプトに資する設備投資を計画

(ウ) 高機能材の生産に適したシステム再構築

- ・多品種小ロット生産に対応した業務プロセス、新システムの構築

(エ) 昨今の資源環境を踏まえた原料調達への取組み

- ・主要原料の安定確保、調達多様化（調達「ルート」と調達「品種」の多様化）等

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

また、これらの本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示およびコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、平成21年5月8日開催の当社取締役会において、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定し、また、本対応方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただいております。なお、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ (http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_090508.pdf) をご参照下さい。

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)もしくは(ii)に該当する行為またはこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i) 当社が発行者である株券等^(注1)について、保有者^(注2)の株券等保有割合^(注3)の合計が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等^(注4)について、公開買付け^(注5)に係る株券等の株券等所有割合^(注6)およびその特別関係者^(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ロ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日^(注8)(初日不算入)以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家

等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に表示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様に表示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様に表示いたします。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様

開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間および当該延長が必要とされる理由を、適時且つ適切に株主の皆様を開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

-
- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下(ii)において同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期

報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

(注8) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行っております。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(イ) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学

識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(i) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針の導入については、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただいております。

(ii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第129期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii)平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時

株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

④ 株主・投資家の皆様に与える影響

(ア) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(イ) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ウ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる

可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、および当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に十分な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項^(注)）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) サンセット条項とは、一般に、株主の総体的な意思を定期的に確認する機会を確保するための措置として、買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	55,535	流 動 負 債	54,502
現 金 及 び 預 金	7,330	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	17,606
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	19,993	短 期 借 入 金	25,668
有 価 証 券	30	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,373
商 品 及 び 製 品	6,592	未 払 法 人 税 等	468
仕 掛 品	12,226	未 払 消 費 税 等	195
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,118	賞 与 引 当 金	849
繰 延 税 金 資 産	722	そ の 他	3,342
未 収 消 費 税 等	1,509	固 定 負 債	44,427
そ の 他	580	長 期 借 入 金	27,821
貸 倒 引 当 金	△ 565	繰 延 税 金 負 債	2,550
固 定 資 産	87,399	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,926
有 形 固 定 資 産	78,123	退 職 給 付 引 当 金	9,296
建 物 及 び 構 築 物	15,443	環 境 対 策 引 当 金	439
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	20,836	そ の 他	2,395
土 地	40,198	負 債 合 計	98,929
建 設 仮 勘 定	574	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,072	株 主 資 本	40,500
無 形 固 定 資 産	1,738	資 本 金	22,251
ソ フ ト ウ ェ ア	1,621	資 本 剰 余 金	7,492
そ の 他	117	利 益 剰 余 金	10,888
投 資 そ の 他 の 資 産	7,539	自 己 株 式	△ 130
投 資 有 価 証 券	5,460	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,923
繰 延 税 金 資 産	1,293	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	889
そ の 他	855	土 地 再 評 価 差 額 金	2,059
貸 倒 引 当 金	△ 69	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 25
資 産 合 計	142,934	少 数 株 主 持 分	581
		純 資 産 合 計	44,005
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	142,934

連結損益計算書

〔自 平成21年 4月 1日〕
〔至 平成22年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		97,343
売 上 原 価		91,608
売 上 総 利 益		5,735
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,047
営 業 損 失 (△)		△ 5,312
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	113	
固 定 資 産 賃 貸 料	36	
為 替 差 益	48	
そ の 他	173	370
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,325	
手 形 売 却 損	74	
そ の 他	294	1,694
経 常 損 失 (△)		△ 6,635
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	138	
そ の 他	2	147
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
減 損 損 失	2,529	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
棚 卸 資 産 評 価 損	94	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	439	
そ の 他	304	3,369
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 9,857
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	371	
法 人 税 等 調 整 額	2,326	2,697
少 数 株 主 利 益		31
当 期 純 損 失 (△)		△ 12,585

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成21年 4月 1日〕
〔至 平成22年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年 3月 31日 残高	22,251	7,492	22,776	△ 121	52,398
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△ 371	-	△ 371
当 期 純 損 失 (△)	-	-	△ 12,585	-	△ 12,585
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△ 10	△ 10
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	1,068	-	1,068
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 11,888	△ 10	△ 11,898
平成22年 3月 31日 残高	22,251	7,492	10,888	△ 130	40,500

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年 3月 31日 残高	△ 191	3,127	△ 29	2,908	556	55,861
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△ 371
当 期 純 損 失 (△)	-	-	-	-	-	△ 12,585
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△ 10
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	△ 1,068	-	△ 1,068	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,080	-	4	1,084	26	1,110
連結会計年度中の変動額合計	1,080	△ 1,068	4	16	26	△ 11,856
平成22年 3月 31日 残高	889	2,059	△ 25	2,923	581	44,005

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナストーア株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、クリーンメタル株式会社、ナスクリエート株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、カヤ興産株式会社、宮津港運株式会社、ナスビジネスサービス株式会社、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.

なお、当社は平成22年4月1日をもって、株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社を吸収合併いたしました。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社6社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社6社及び関連会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、クリーンメタル株式会社、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.（2月28日）及びナスビジネスサービス株式会社（1月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………主として決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

③ 退職給付引当金

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。

④ 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段

為替予約取引

為替オプション取引

通貨スワップ取引

商品デリバティブ取引

金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建取引及び外貨建予定取引等

外貨建取引及び外貨建予定取引等

外貨建取引及び外貨建予定取引等

原材料及び買掛金

借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計または相場を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却につきましては、5年間の定額法により償却を行っております。

6. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

退職給付に係る会計基準の適用

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	160百万円
（うち債権流動化に伴う信託受益権）	(160)百万円
有形固定資産	53,280百万円
（うち財団抵当）	(52,209)百万円
計	53,440百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,781百万円
一年内長期借入金	6,287百万円
長期借入金	22,477百万円
割引手形	1,049百万円
計	32,594百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 154,305百万円

3. 保証債務

従業員住宅資金借入に伴う債務保証 108百万円

4. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高 1,651百万円
受取手形譲渡高 372百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社 平成13年3月31日

一部の国内連結子会社 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

762百万円

(連結損益計算書に関する注記)

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 △13,536百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 123,973,338株（うち自己株式数 269,330株）

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	371	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及びファイン・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計処理基準に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,330	7,330	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,993	19,993	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	4,300	4,300	—
資産計	31,623	31,623	—
(1) 支払手形及び買掛金	17,606	17,606	—
(2) 短期借入金	25,668	25,668	—
(3) 長期借入金	34,194	34,343	149
負債計	77,468	77,617	149
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,190

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	751円03銭
1株当たり当期純損失金額	△101円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社との合併(簡易合併・略式合併)について

当社は平成22年4月1日をもって、当社の連結子会社である株式会社YAKIN川崎(以下「YAKIN川崎」といいます。)、株式会社YAKIN大江山(以下「YAKIN大江山」といいます。)及びナスビジネスサービス株式会社(以下「ナスビジネスサービス」といいます。YAKIN川崎及びYAKIN大江山と総称して「3社」といいます。)を吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当社は、平成15年にYAKIN川崎とYAKIN大江山を分社化し、両社への徹底した権限委譲による経営の効率化を図るとともに、YAKIN川崎においては、高機能材拡販を目指した技術営業の展開や開発と製造の一体化の実現を目指してまいりました。また、YAKIN大江山においても、安価原料製造拠点としてコスト削減を中心とする効率経営に注力してまいりました。

今般、未曾有の経済・経営環境の激変に直面し、原料から製品までを一貫生産する当社グループの特色を最大限に発揮する体制の再整備と経営の更なる効率化が喫緊の経営課題となってきたこと、また、内部統制制度の拡充や低価法の適用等、法律や会計制度の変更に対応した適切なガバナンスの構築が求められていることから、一体運営が必要との認識のもと上記のとおり合併いたしました。

また、ナスビジネスサービスは当社グループの情報システムの開発保守を主として担当する会社ですが、様々な業務改革とシステム開発の迅速な実施を目的に合併いたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併期日(効力発生日) 平成22年4月1日

② 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式により行い、3社は解散いたしました。当社においては会社法第796条第3項の規定(簡易合併)に基づき、3社においては会社法第784条第1項の規定(略式合併)に基づき、株主総会は開催いたしません。

③ 合併比率並びに合併交付金

当社は3社それぞれの全株式を所有しているため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加はなく、合併交付金の支払もおこなわれません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(3) 合併当事者の概要

(平成22年3月31日現在)

商号	日本冶金工業株式会社 (存続会社)	株式会社YAKIN川崎 (消滅会社)	株式会社YAKIN大江山 (消滅会社)	ナスビビジネスサービス株式会社 (消滅会社)
主な事業内容	ステンレス鋼、耐熱鋼及び高ニッケル合金鋼の鋼板、鍛鋼品並びに加工品の製造・販売	ステンレス鋼、特殊鋼、ニッケル等の非鉄金属及びその合金の製造加工並びに販売	鉄及びフェロニッケルの製錬並びに販売	コンピューター情報システムの開発と運用及び手形買取・債権買取業務
資本金	22,251百万円	1,600百万円	300百万円	10百万円
総資産	125,705百万円	83,784百万円	11,296百万円	270百万円
純資産	43,125百万円	14,509百万円	4,740百万円	75百万円

(4) 合併当事者の概要

当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川県茅ヶ崎市	事業用資産	機械及び装置、土地等	2,316
千葉県勝浦市 他	遊休資産	土地等	212

当社グループは減損損失を把握するにあたって、事業用資産については各事業単位、遊休資産については個別物件単位で、それぞれグループピングしております。

事業用資産のうち、収益性低下等により回収可能価額が低下したものの、また遊休資産のうち、地価下落等に伴い回収可能価額が低下したものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,529百万円)として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、その際使用する時価の算定は、固定資産税評価額に合理的な調整を加え実施しております。

2. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	79,185	流 動 負 債	51,598
現金及び預金	2,961	支払手形	6,581
受取手形	3,129	買掛金	8,119
売掛金	9,048	短期借入金	18,200
商品	331	一年内返済予定の長期借入金	5,326
前払費用	42	リース債務	27
繰延税金資産	67	未払金	12,247
短期貸付金	39,086	未払費用	238
未収入金	24,132	賞与引当金	124
未収消費税等	305	設備支払手形	582
その他	85	その他	154
貸倒引当金	△ 0	固 定 負 債	30,982
固 定 資 産	46,520	長期借入金	25,904
有形固定資産	9,573	リース債務	54
建物	2,967	再評価に係る繰延税金負債	889
構築物	39	退職給付引当金	2,339
機械及び装置	80	長期未払金	1,787
工具器具及び備品	126	その他	10
土地	6,289	負 債 合 計	82,580
リース資産	72	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	1,470	株 主 資 本	41,789
ソフトウェア	1,434	資 本 金	22,251
その他	37	資 本 剰 余 金	7,492
投資その他の資産	35,477	資 本 準 備 金	7,492
投資有価証券	4,662	利 益 剰 余 金	12,177
関係会社株式	22,496	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,177
出資及び保証金	369	繰越利益剰余金	12,177
長期貸付金	3,433	自 己 株 式	△ 130
長期前払費用	84	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,336
繰延税金資産	4,814	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	844
貸倒引当金	△ 381	土 地 再 評 価 差 額 金	491
資 産 合 計	125,705	純 資 産 合 計	43,125
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	125,705

損 益 計 算 書

〔自 平成21年 4月 1日〕
〔至 平成22年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		73,003
売 上 原 価		77,005
売 上 総 損 失 (△)		△ 4,002
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,913
営 業 損 失 (△)		△ 9,915
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	658	
賃 貸 料	679	
為 替 差 益	50	
そ の 他	226	1,612
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,033	
手 形 売 却 損	52	
そ の 他	41	1,126
経 常 損 失 (△)		△ 9,429
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,655	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	379	
そ の 他	225	2,259
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 11,688
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12	
法 人 税 等 調 整 額	1,189	1,201
当 期 純 損 失 (△)		△ 12,888

株主資本等変動計算書

〔自 平成21年 4月 1日〕
〔至 平成22年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成21年3月31日 残高	22,251	7,492	7,492	25,446	25,446	△ 121	55,068
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△ 371	△ 371	—	△ 371
当期純損失(△)	—	—	—	△ 12,888	△ 12,888	—	△ 12,888
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 10	△ 10
自己株式の処分	—	—	—	△ 0	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	△ 10	△ 10	—	△ 10
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 13,269	△ 13,269	△ 10	△ 13,279
平成22年3月31日 残高	22,251	7,492	7,492	12,177	12,177	△ 130	41,789

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 評 価	他 有 価 額	証 券 金	土 地 再 評 価	差 額 等 換 算 計	
平成21年3月31日 残高		△ 220		482	261	55,330
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 371
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△ 12,888
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 10
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	10	10	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	1,065	—	—	1,065	1,065
事業年度中の変動額合計	—	1,065	—	10	1,074	△ 12,205
平成22年3月31日 残高		844		491	1,336	43,125

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計または相場を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 重要な会計方針の変更

退職給付に係る会計基準の適用

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,687百万円
3. 保証債務
従業員住宅資金借入に伴う債務保証 108百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権 68,390百万円
関係会社に対する長期金銭債権 3,430百万円
関係会社に対する短期金銭債務 15,621百万円
5. 土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 759百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
営業取引による取引高
 売上高 29,570百万円
 仕入高等 77,150百万円
営業取引以外の取引による取引高 3,298百万円
2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。
△ 430百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 269,330株 |
|------|----------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金繰入額損金算入超過額	950百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	50百万円
役員退職慰労引当金繰入額損金算入超過額	93百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	155百万円
投資有価証券評価損否認額	2,009百万円
減損損失	851百万円
分社子会社株式に含まれる否認額	3,853百万円
土地再評価差損	328百万円
税務上の繰越欠損金	10,442百万円
その他	324百万円
繰延税金資産小計	19,054百万円
評価性引当額	△ 13,604百万円
繰延税金資産合計	5,450百万円
繰延税金負債	
土地再評価差益	889百万円
合併による土地再評価差額金	447百万円
投資有価証券評価差額金	121百万円
繰延税金負債合計	1,458百万円
繰延税金資産の純額	4,881百万円
繰延税金負債の純額	889百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	172	124	48
ソフトウェア	277	206	71
合計	448	330	119

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	70百万円
1 年 超	49百万円
合 計	119百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	85百万円
減価償却費相当額	85百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議 決 権 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	株 式 会 社 Y A K I N I N 川 崎	直接 100%	当社商品の生産 同社購買及び研 究業務の受託 資産等の賃貸 資金の援助 役員の兼任	商品仕入(注1) 購買業務代行(注2) 受託料の受取 賃貸料収入 資金の貸付(注3) 利息の受取	76,750百万円 55,497百万円 371百万円 548百万円 34,542百万円 451百万円	買掛金 未収入金 未収入金 未収入金 短期貸付金 未収入金	8,118百万円 20,705百万円 41百万円 47百万円 34,418百万円 40百万円
子会社	株 式 会 社 Y A K I N 大 江 山	直接 100%	当社商品用原料の生産 同社購買業務の受託 資金の援助 役員の兼任	購買業務代行(注2) 受託料の受取 資金の貸付(注3) 利息の受取	8,202百万円 14百万円 4,021百万円 57百万円	未収入金 未収入金 短期貸付金 未収入金	2,849百万円 1百万円 2,498百万円 3百万円
子会社	ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注4) 利息の受取	546百万円 2,430百万円 28百万円	短期貸付金 長期貸付金 未収入金	1,670百万円 3,430百万円 0百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品購入価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、両社合意の上決定しております。

(注2) 当社と両社の間で、両社の原料等購買業務を当社が代行する契約を締結しております。購買業務代行に係る未収入金の決済条件は、他の一般的な取引条件を勘案して決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、短期貸付金による取引については、月あたりの平均取引金額を記載しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、短期貸付金による取引については、月あたりの平均取引金額を記載しております。なお、貸付金については、同社の土地・建物等を担保として受け入れております。

(注5) 関係会社への貸倒懸念債権に対し、379百万円の貸倒引当金を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	348円62銭
1 株当たり当期純損失金額	△ 104円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社との合併（簡易合併・略式合併）について

当社は平成22年4月1日をもって、当社の連結子会社である株式会社YAKIN川崎（以下「YAKIN川崎」といいます。）、株式会社YAKIN大江山（以下「YAKIN大江山」といいます。）及びナスビジネスサービス株式会社（以下「ナスビジネスサービス」といい、YAKIN川崎及びYAKIN大江山と総称して「3社」といいます。）を吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当社は、平成15年にYAKIN川崎とYAKIN大江山を分社化し、両社への徹底した権限委譲による経営の効率化を図るとともに、YAKIN川崎においては、高機能材拡販を目指した技術営業の展開や開発と製造の一体化の実現を目指してまいりました。また、YAKIN大江山においても、安価原料製造拠点としてコスト削減を中心とする効率経営に注力してまいりました。

今般、未曾有の経済・経営環境の激変に直面し、原料から製品までを一貫生産する当社グループの特色を最大限に発揮する体制の再整備と経営の更なる効率化が喫緊の経営課題となってきたこと、また、内部統制制度の拡充や低価法の適用等、法律や会計制度の変更に対応した適切なガバナンスの構築が求められていることから、一体運営が必要との認識のもと上記のとおり合併いたしました。

また、ナスビジネスサービスは当社グループの情報システムの開発保守を主として担当する会社であります。様々な業務改革とシステム開発の迅速な実施を目的に合併いたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併期日（効力発生日） 平成22年4月1日

② 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式により行い、3社は解散いたしました。当社においては会社法第796条第3項の規定（簡易合併）に基づき、3社においては会社法第784条第1項の規定（略式合併）に基づき、株主総会は開催いたしません。

③ 合併比率並びに合併交付金

当社は3社それぞれの全株式を所有しているため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加はなく、合併交付金の支払もおこなわれません。

④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 合併当事者の概要

(平成22年3月31日現在)

商号	日本冶金工業株式会社 (存続会社)	株式会社YAKIN川崎 (消滅会社)	株式会社YAKIN大江山 (消滅会社)	ナスビジネスサービス株式会社 (消滅会社)
主な事業内容	ステンレス鋼、耐熱鋼及び高ニッケル合金鋼の鋼板、鍛鋼品並びに加工品の製造・販売	ステンレス鋼、特殊鋼、ニッケル等の非鉄金属及びその合金の製造加工並びに販売	鉄及びフェロニッケルの製錬並びに販売	コンピューター情報システムの開発と運用及び手形買取・債権買取業務
資本金	22,251百万円	1,600百万円	300百万円	10百万円
総資産	125,705百万円	83,784百万円	11,296百万円	270百万円
純資産	43,125百万円	14,509百万円	4,740百万円	75百万円

(4) 合併当事者の概要

当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成22年5月19日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 本間 英雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成22年5月19日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 本間 英雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づくシステム（内部統制システム）の整備・運用状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び八重洲監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組み（会社法施行規則第118条第3号イ及びロに掲げる事項）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月21日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役 飯盛孝夫 ㊟

常勤監査役 内海久雄 ㊟

監査役 榊原秀行 ㊟

監査役 田中速夫 ㊟

(注) 監査役榊原秀行、監査役田中速夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役佐治雍一、岡田 誠、坂 一行、笹山眞一、大梶 直、久保田尚志、中谷一憲の7氏が任期満了となり、また、取締役長田邦明氏が辞任により退任いたしますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	佐 治 雍 一 (昭和14年9月13日生)	昭和38年4月 当社入社 平成4年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成5年6月 当社取締役営業本部長 平成7年6月 当社常務取締役営業本部長 平成11年4月 当社専務取締役営業本部長 平成11年10月 当社専務取締役 平成12年6月 当社代表取締役専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役会長 現在に至る	60,764株
2	坂 一 行 (昭和27年1月8日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年10月 当社九州支店長 平成20年6月 当社ステンレス販売部長 平成20年6月 当社取締役ステンレス販売部長 平成21年4月 当社取締役営業第一部長 現在に至る (担当) 営業第一部長	14,000株
3	笹 山 眞 一 (昭和28年10月18日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年6月 当社川崎製造所技術管理室長 平成15年4月 株式会社YAKIN川崎製造部長 平成17年5月 株式会社YAKIN川崎技術開発室長 平成20年6月 当社取締役 株式会社YAKIN川崎常務取締役 平成22年4月 当社取締役川崎製造所副所長 現在に至る (担当) 川崎製造所副所長 資材部担当	13,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	久保田 尚志 (昭和30年3月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年6月 株式会社YAKIN川崎総務部長 平成16年12月 当社経理部長 平成20年6月 当社取締役経理部長 現在に至る (担当) 経理部長 総務部担当	14,000株
5	中谷 一憲 (昭和30年5月3日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年6月 当社輸出部長 平成20年6月 当社取締役営業本部副本部長兼高機能材販売部長 平成21年4月 当社取締役営業第二部長 現在に至る (担当) 営業第二部長	13,500株
6	山崎 重信 (昭和23年8月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成10年4月 当社大江山製造所製造部長 平成15年4月 株式会社YAKIN大江山製造部長 平成17年6月 同社取締役製造部長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成22年4月 当社大江山製造所長 現在に至る (担当) 大江山製造所長 (重要な兼職の状況) カヤ興産株式会社代表取締役社長 宮津港運株式会社代表取締役社長	13,000株
7	橋之口 真 (昭和30年6月17日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 当社販売企画部長 現在に至る (担当) 販売企画部長	10,406株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	長谷川 正 (昭和31年10月22日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年12月 株式会社YAKINI川崎総務部長 平成19年6月 当社資材部長 平成21年4月 当社総務部長 現在に至る (担当) 総務部長	10,282株

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役榊原秀行氏が辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社の定款の規定により、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
榊木 一 男 (昭和24年5月25日生)	昭和48年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年3月 同行営業第五部部长 平成15年5月 新光証券株式会社常務執行役員 平成17年4月 同社取締役専務執行役員 平成21年5月 みずほ証券株式会社常務執行役員 平成22年4月 同社理事 現在に至る	5,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容

①候補者榊木一男氏は、社外監査役の候補者であります。

②同氏は、金融機関および証券会社で重要な役職に就かれ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識をお持ちであります。その知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
星川 信行 (昭和45年8月15日生)	平成14年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 平成15年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 星川法律事務所入所 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 候補者星川信行氏は、社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について
- 同氏は、弁護士として培われた法律知識を、主にコンプライアンスの観点から監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について
- 同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

第128期 定時株主総会会場
ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目 8 番14号
かわさき双輪荘 1階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

会場には駐車場の用意がありませんので
電車等をご利用ください。